改正

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院学則第43条第3項の規定に基づき、大学院研究生(以下「研究生」という。)の取扱いについて定める。

(研究生)

第2条 大学院において、専門事項に関する研究をしようとする者があるときは、当該専 攻において支障がないと認めた場合に限り、研究生として入学を許可することができ る。

(出願資格)

- 第3条 研究生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 修士の学位を有する者、又は博士後期課程を退学した者。
  - (2) 前号と同等以上の学力があると当該専攻の大学院委員会において認められる者。 (出願手続)
- 第4条 研究生として入学を志願する者は、別に定める出願書類をもって、学長に願い出 なければならない。

(出願期間)

第5条 研究生の出願期間は別に定める。

(志願者の選考及び入学許可)

第6条 志願者の選考は当該専攻が行い入学許可は学長が大学院委員会の意見を聴いて決 定する。

(入学時期及び研究期間)

第7条 入学時期は原則として学期の始めとし、研究期間は1年以内とする。ただし、特別な理由のある場合は、学長は大学院委員会の意見を聴いて、1年に限り継続を認めることができる。

(指導教員)

- 第8条 研究生は、指導教員の指導を受け、本学において研究に従事するものとする。
- 2 指導教員は、本学専任の大学院論文指導と審査担当の教員のうちから定める。 (授業科目への出席)
- 第9条 指導教員が必要と認めた場合は、授業科目担当教員の許可を得て研究に関連のある授業科目に出席することができる。ただし、出席した授業科目の単位の認定は行わない。

(研究料)

- 第10条 研究生として入学を許可された者は、研究料を指定の期日までに納入しなければならない。
- 2 研究料は次のとおりとする。ただし、第7条の規定により継続を認められた場合は、 入学料の納入は免除する。
  - (1) 入学料 20,000円
  - (2) 研究指導料 前期 132,500 円 後期 132,500 円
- 3 指定の期日までに前項の手続を完了しない場合は、入学許可を取り消す。 (研究料の減免)
- 第11条 研究料の減免については別に定める。

(既納の諸納付金の返付)

- 第12条 一旦納入した諸納付金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
  - (1) 重複又は超過納入になった納付金がある場合。
  - (2) 研究期間内に研究終了報告書の提出又は退学の願い出の時点で、前納されている 翌期の研究指導料がある場合。

(研究報告書の提出)

第13条 研究生は、研究期間が終了した時は、研究報告書を指導教員に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

- 第14条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付する。 (退学及び除籍)
- 第15条 研究生が研究期間内に退学しようとするときは、学長に願い出なければならない。
- 2 本大学院の諸規則に違反し、又は研究生として適当でないと認められたときは、学長はこれを除籍することができる。

(規則の準用)

- 第16条 この規程に定めるものの他、研究生には大学院生に関する諸規則を準用する。 (改廃)
- 第17条 この規程の改廃は、学長が大学院委員会に意見を聴いて行う。

附則

この規程は平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。